

【重要なお知らせです
必ずお読み下さい】



古物営業法の一部が改正されます！

(平成30年10月24日に改正古物営業法の一部が施行)

～平成30年10月24日以降に、「主たる営業所等届出書」をご提出いただく必要があります～

この手続きについては、平成30年10月24日以降に許可を取得された方はもちろん、これまで古物営業の許可を受けている方（個人、法人、営業所の有無は問いません）についても、すべて対象となります。

お間違いのないように、下記の内容で手続きを行っていただきますようお願いいたします。

主たる営業所等の所在地を管轄する警察署（生活安全刑事課・生活安全課）へ、「主たる営業所等届出書」を提出していただく必要があります。

例1) 営業所は設けていないが、A警察署管内に自宅兼事務所が所在する。

→ A警察署へ「主たる営業所等届出書（以下「届出書」という。）」を提出して下さい。

例2) 和歌山県内（A警察署管内）と奈良市内にそれぞれ1つ営業所が所在する。

→ 和歌山県又は奈良県のいずれかの営業所を主たる営業所として決め、主たる営業所を管轄する警察署へ「届出書」を提出して下さい。

例3) 和歌山県内に複数の営業所が存在する。

→ 複数存在する営業所のうち、主たる営業所を決め、その営業所を管轄する警察署へ「届出書」を提出して下さい。

例4) 和歌山県、奈良県、大阪府内にそれぞれ複数の営業所が存在する

→ 主たる営業所を決め、その営業所を管轄する府県の警察署へ「届出書」を提出して下さい。

※平成30年10月24日以降、最長で平成32年4月の施行日までの間に、上記手続きを行わなければ、改正法による営業許可を取得しているとはみなされない、つまり、これまで受けていた許可がなくなることとなりますので、必ずお手続きをして下さい。



和歌山県警察本部生活安全企画課 銃砲・営業等許可係

TEL : 073-423-0110 (内線3058)